

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

「あおぞら」訪問看護ステーションでは訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しています。

対象者

訪問看護管理療養費を算定する者(医療保険)

算定要件

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月1回に限り50円を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している

※ 資格情報の提供につきましては、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意を得ずにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月1日

医療法人八仁会「あおぞら」訪問看護ステーション 管理者 斎藤ほづみ